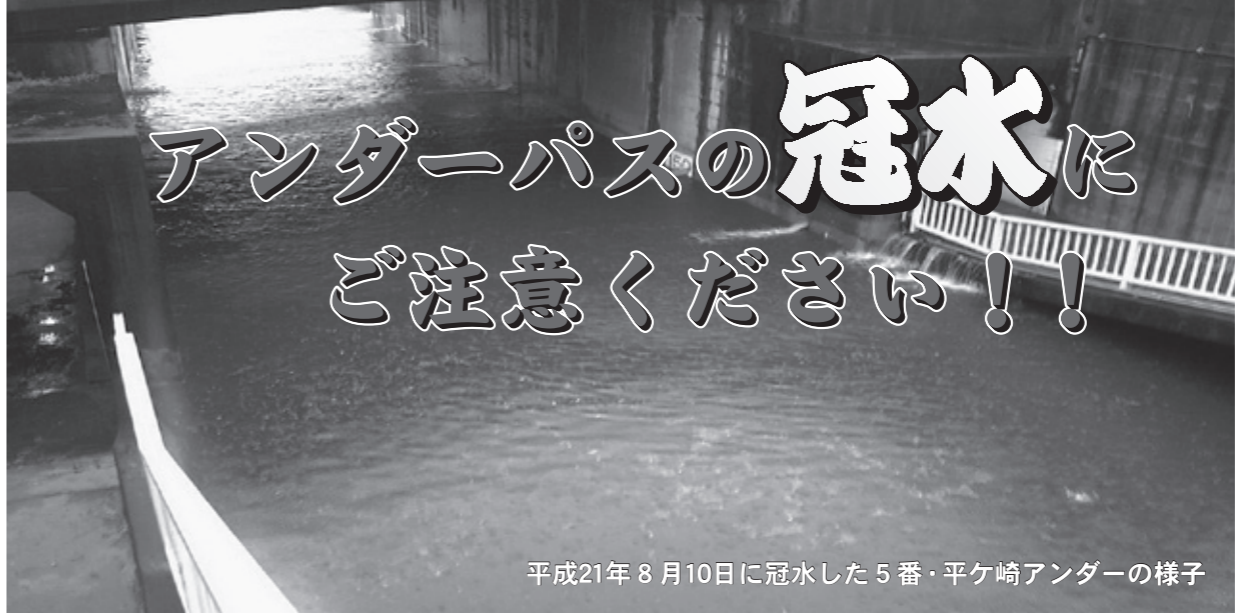


●雨と冠水

台風や集中豪雨、さらに頻発するゲリラ雷雨などで、短時間に大量の雨が降ったり、長雨が続きたりすると、道路の低い場所などに水が流れ



平成21年8月10日に冠水した5番・平ヶ崎アングダーの様子

込み道路が水没する「冠水」がしばしば発生します。市内には、国道や県道、市道が、鉄道や有料道路などとアングダー形式で立体交差する場所のうち、冠水に注意の必要な場所が15カ所あります(下表参照)。

雨の日に、冠水が疑われるような場所を車で通る場合は、道路の状況に十分注意し、徐行運転を心掛けてください。

◆注意

○車はマフラーから水が入るとエンジンが止まってしまいます。冠水が浅く見えても油断はできません。冠水に気付いて停車した場合は、追突されないようにハザードランプを点灯してください。

○車が水没すると、水圧でドアが開かなくなり、窓からも脱出できない場合は、胸か首の辺りまで浸水し、水圧が弱まるのを冷静に待って、大きく息を吸い、ドアを開けて脱出します。

●通報などの協力

下表にある15カ所のアングダーパスについては、市や県、警察署、消防署などで情報を共有し、降雨時には重点的にパトロールを実施しています。

しかし、緊急の場合には通報などのご協力をお願いします。

表：冠水に注意が必要な市内のアングダーパス

番号	アングダーパス名	アングダーパスの場所
1	銅 庚申アングダー	県道庚申山公園線入口わたらせ渓谷鐵道ガード下(国道122号)
2	宝殿アングダー	東和町交差点東JR日光線ガード下(国道119号)
3	志渡淵アングダー	宝殿交差点日光IC側JR日光線ガード下(市道日14056号線)
4	七里アングダー	宝殿交差点大谷川側東武日光線ガード下(市道日34217号線)
5	平ヶ崎アングダー	春日町交差点南JR日光線ガード下(国道121号)
6	瀬川アングダー	春日町交差点北東武日光線ガード下(国道121号)
7	豊田アングダー	豊田公民館北東武日光線ガード下(市道今35081号線)
8	朝日町アングダー	如来寺北東武鬼怒川線ガード下(市道今33102号線)
9	千本木アングダー	JR今市駅東ガード下(市道今33443号線)
10	本町アングダー	日光市役所東東武日光線ガード下(市道今1008号線)
11	八日市西アングダー	八日市公民館北日光道ガード下(市道今36124号線)
12	八日市東アングダー	日光道大沢IC北ガード下(市道今56019号線)
13	大沢アングダー	日光道大沢IC西ガード下(県道下野大沢停車場線)
14	木和田島アングダー	日光道大沢IC東ガード下(市道今46021号線)
15	明神アングダー	星宮神社北東武日光線ガード下(市道今2040号線)

※市ホームページに、市内アングダーパスの位置図を掲載しています。



◇くわしくは

国道・県道について
県日光土木事務所 保全部
☎(53) 1 2 1 3

市道について
維持管理課
☎(21) 5 1 6 0
◎産業建設課
☎(54) 1 1 1 4

新しい在留管理制度が始まります

7月9日から、3カ月を越えて在留する資格がある外国人の方を対象とした、在留管理制度が始まります。そこで、主な変更点などをお知らせします。



◆対象者

3カ月を越えて在留する資格がある外国人の方。

◆主な変更点

外国人登録証明書に代わり、特別永住者の方には特別永住者証明書が、中長期在留者には在留カードが交付されます。※切り替え時期は、有効期限などにより異なります。

◆転入する際には、転出時に交付される転出証明書や特別永住者証明書または在留カード、パスポート(お持ちの方)が必要になります。

◆登録原票記載事項証明はなくなり、日本人と同じく住民票が作られます。

◇ご確認ください!!

5月に、市内に在住する対象者の皆さんへ、仮住民票を発送しました。日本人と外国人が混合の世帯で、世帯主が変更になる方は特に内容をよく確認してください。内容に誤りがある場合は、市民課または、各総合支所市民福祉課へお越しくください。

くわしくは

市民課 ☎(21) 5 1 1 1
市民福祉課 ☎(54) 1 1 1 6
市民福祉課 ☎(76) 4 1 0 4
市民福祉課 ☎(93) 3 1 1 2
市民福祉課 ☎(97) 1 1 1 4

樹木の管理にご注意ください

～所有している樹木を適切に管理しましょう～

所有している樹木が、道路上に倒れたり、枝が落ちたりして、通行人がけが、または車が破損した場合、相手から民法上の不法行為による損害賠償を請求されること

上げるなど、道路の通行を妨げる行為。
※強風や大雨・降雪時には特にご注意ください。



があります。歩行者および自動車などの通行の安全確保のため、所有する樹木に倒木の恐れがある場合や、樹木の枝が道路に張り出している場合は、伐採または枝払いをお願いします。

◆道路上に土石や竹木などを積み上げる行為。
◆道路を損傷したり、汚損したり止されています。
◆道路法では次の行為が禁

くわしくは
国道・県道について
県日光土木事務所 保全部
☎(53) 1 2 2 1

市道について
維持管理課
☎(21) 5 1 6 0
◎産業建設課
☎(54) 1 1 1 4
◎産業建設課
☎(76) 4 1 0 7
◎産業建設課
☎(93) 3 1 1 7
◎産業建設課
☎(97) 1 1 3 3



道路上に木が生い茂っている様子



樹木が歩道に倒れている様子